奈 個 情 第 1 2 号 平成30年8月22日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市個人情報保護審議会 会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第8条第2項の規定に係る諮問について(答申)

平成30年3月19日付け奈子相第747号で諮問のあった下記の件について、 別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第29-7号】

児童虐待データ分析に係る個人情報の外部提供について(諮問実施機関 子ども 未来部子育て相談課) (別紙)

答申:個情第15号

諮問:個情第29-7号

答 申

第1 審議会の結論

市長が、保有する児童虐待データを、人工知能によって分析しその要因を予測することでデータに基づく解決策及び対応策を策定するため、児童虐待に関する分析を依頼する受託者に児童虐待データを加工した上で提供することについては、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

児童虐待データを保有する市長(子ども未来部子育て相談課。以下「実施機関」という。)は、対象事務の概要について、次のとおり説明した。

1 児童虐待の相談業務について

実施機関は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の規定により、児童の福祉に関し、必要な実情の把握に努めるとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことなどが義務付けられている。

また、その業務の中でも、特に児童虐待に関する業務については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第1項に、「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(中略)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援(中略)その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と規定されており、その責務を実現するために講ずべき措置が、同条第2項以下に定められている。

奈良市における平成28年度の児童虐待の通告件数は846件、平成27年度は627件で、その1年間だけでも219件増加しており、その背景に複雑な家庭環境があると考えられる。

2 児童虐待データの提供の必要性について

近年、対応するケースが複雑化・多様化し、解決困難なケースが増加している。児童虐待相談については、実施機関の職員が担っているが、実施機関内で一体的に対応できていないため、児童虐待相談に対する知識・技術が組織として習熟されていない。児童虐待の未然防止、重症化防止のための早期対応は、一つひとつの相談事例に対して、丁寧に対応することが重要であると考えている。

しかし、児童虐待の相談対応件数が増えると、職員一人あたりの対応件数と それに相応する業務量も増えることになる。また、近年事例が複雑化しており、 その対応については、経験を持つ職員は適切に対応できるが、異動等による新 任の経験の浅い職員の対応ではその支援に差が生じることがある。そのために は、職員の人材育成が重要となるが、それには相当な経験と時間を要すること になる。

そこで、その対策として、児童虐待事例に関する情報を収集し、分析をしておくことで、あらかじめ児童虐待のリスク及び対策を把握しておくこと、また事例の優先順位をつけることによって、迅速かつ適切な対応や判断が可能になるのではないかと考えている。結果として、職員の事例対応の経験の差に関わらず関係職員がある一定水準の情報や経験を持ちながら対応することができ、児童虐待の未然防止、重症化防止に繋がるものと認識している。

このことから、児童虐待に関する分析を依頼する受託者(以下「受託者」という。)に児童虐待データを提供することについて、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第8条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、受託者に児童虐待データを提供するに当たり、次のような措置を講じることで、その安全性を確保しようとしている。

- (1) 実施機関は、受託先に児童虐待データを提供し、分析を依頼することについて、契約を締結するとともに、個人情報の取扱いについては「奈良市個人情報取扱特記事項」の遵守を求める。
- (2) 実施機関は、児童相談に係る調査結果、面接記録、事案の進行管理等の児童相談記録情報は、実施機関が保有するシステム内において管理しており、当該システムは、外部と遮断された基幹系端末を使用することで情報漏えいを防止している。また、システムにアクセスすることができる職員及びシステムを操作することができる職員を限定するとともに、専用のID及びパスワードを設定している。

- (3) 実施機関は、児童虐待データを受託者に提供するに当たって、(2)のシステムで児童相談記録情報から必要な情報を抽出することとしており、抽出する情報うち、申請年月日及び通告年月日並びに事例を示すケース番号の数字については記号化し、その他の項目の記載内容については抽象化して提供することとし、直接特定の個人を識別することができる氏名、通告者、通告者住所及び通告者連絡先は提供しない。
- (4) 実施機関は、(3)により抽出した児童虐待データを奈良市情報セキュリティポリシーの規定に基づいて実施機関において用意し、ID及びパスワードを設定したUSBメモリに書き込み、実施機関の執務室において受託者の職員に直接交付し、その受渡しを受渡記録簿に記録することで、情報の紛失や漏えいのリスクの軽減を図る。
- (5) 実施機関は、受託者に、児童虐待データを分析する作業場所の特定及び職員を限定し、当該作業場所には I Cカードによる入室制限を行うことを求める。
- (6) 実施機関は、受託者に、児童虐待データの分析に、外部とネットワークを 遮断した端末機器を用いるとともに、分析データは外付けハードディスクに 保管し、作業を行わないときは、施錠できる保管場所を定め、適切に保管す ることを求める。
- (7) 実施機関は、受託者に対し、担当職員の情報セキュリティに関する教育及び研修の実施を求める。
- (8) 実施機関は、委託者に対し、契約終了後、(6)の児童虐待データは、完全廃棄ソフトを使用して、復元不可能な状態で廃棄を求める。
- (9) 実施機関は、委託者が、提供データの外付けハードディスクへの保存を完了したときは、速やかに(4)のUSBメモリを返却させる。

第3 審議会の判断

実施機関が児童虐待データを提供することについて、当審議会は、次の理由 により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する おそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

1 児童虐待に関する業務については、特に平成16年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の改正を受け、市町村が子どもに関する相談の第一線機関に位置づけられ、児童相談所や福祉事務所に加え、市町村も虐待の通告先となった。その後もこれらの法律が改正され、市町村による介入的な業務が増加しており、市民に近い地域の支援者としての役割や機能は、より一層重要と

なっている。

奈良市において、通告や相談が持ち込まれる児童虐待事例への直接的な対応は、実施機関が行っているが、実施機関が窓口となって対応するだけでは容易に解決しない事例が多い。そのため関係機関で情報を共有し、必要な支援の計画を立案し、役割分担を行いながら支援を実施している。

しかし、児童虐待事例や相談の件数が増加していることに加え、事例が複雑化している状況の中で、児童虐待相談における課題として、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していることなどから、蓄積された対応のノウハウを維持すること、専門性を確保することが困難な状況であり、児童虐待業務の専門性の問題にとどまらず、組織としての専門性の蓄積が困難であるといった構造的な問題が存在していることが窺える。

こうした事情から、実施機関が保有している児童虐待データを、人工知能によって分析し予測することでデータに基づく解決策及び対応策を策定することは、児童虐待の緊急性の有無を的確に判断するために必要な情報量を増やすことを可能とし、児童の安全確認及び安全確保をより確実に実施し、児童虐待の未然防止、重症化防止及び早期発見に資することを目的とするものである。したがって、事例の基本属性等に関するデータの分析・蓄積を図るとともに、当該事例における対応経過や検証に対する分析・検証を行い、これらを通して明らかになった課題を踏まえ、虐待事例への対応や施策に資するものと考えられる。

- 2 実施機関が児童虐待データを受託者に提供するに当たり、実施機関が説明するとおり、児童虐待データを適正に取り扱うために次のような措置を講じており、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。
 - (1) 実施機関は、受託者の代表者と契約書を締結するとともに、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、個人情報の取扱いについて必要事項の提出を求めていること。
 - (2) 実施機関は、(1)の契約書で受託者において次の措置を求めていること。
 - ア 児童虐待データの利用目的、利用方法及び管理方法を明確にすること。
 - イ 児童虐待データの管理責任者を明確すること。
 - ウ 児童虐待データを取り扱う場所及び保管する場所を特定し、入室制限及 び施錠をすること。
 - エ 児童虐待データを取り扱う端末機器は外部とのネットワークを遮断すること。
 - オ 児童虐待データを取り扱う端末機器にアクセスする職員を限定し、当該

端末機器にアクセスした場合にはアクセスログを記録すること。

- カ 担当する職員に情報セキュリティの教育及び研修を実施すること。
- キ 情報漏えい等の事案に対応する体制等の整備を確立し、実施機関に報告すること。
- ク 契約期間満了後に児童虐待データを廃棄することとし、廃棄には復元不 可能な手段を採用すること。
- (3) (2)のほか、受託者が定めた個人情報の取扱いに関する規程を遵守するよう求めていること。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が児童虐待データを受託者に提供するに当たっては、次の 事項に留意し、児童虐待データの適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、受託者と契約を締結するに当たっては、児童虐待データの複製を制限すること、及び児童虐待データの複製を認める場合には実施機関の許可を得なければならないことを当該契約書上で明らかにすること。
- 2 実施機関は、受託者と契約を締結するに当たっては、児童虐待データの受渡 方法、受託者の分析結果の提出時期及び児童虐待データの返却方法については 協議ではなく明確な規定を当該契約書上で明らかにするとともに、当該契約の 期間終了後もなお効力を有するものとするべき条項について他にも同様に規定 すべき条項があるため当該契約書上で明らかにすること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日		審査経過	
平成30年	3月19日	実施機関から諮問を受けた。	
平成30年	3月23日	平成29年度第3回審議会	
		1 実施機関から口頭による説明を受けた。	
		2 事案の審議を行った。	
平成30年	3月28日	実施機関に意見書の提出を求めた。	
平成30年	6月21日	実施機関から意見書の提出を受けた。	
平成30年	7月19日	平成30年度第1回審議会	
		1 実施機関から口頭による説明を受けた。	

		2 事案の審議を行った。
平成30年	8月22日	平成30年第2回審議会
		答申案の最終確定を行った。
平成30年	8月22日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備考
荒牧 裕一	大和大学准教授	
川村 容子	弁護士	会 長
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜口 廣久	弁護士	